

社保・国保審査委員連絡委員会

と き 平成 30 年 7 月 5 日 (木) 15:30 ~

ところ 山口県医師会 6 階会議室

報告：常任理事 萬 忠雄
常任理事 清水 暢

協 議

1 免疫チェックポイント阻害薬（オプジーボ 点滴静注等）投与時の副作用チェックについて 〔支払基金〕

オプジーボ点滴静注等免疫チェックポイント阻害薬投与時の副作用チェックとして、「重要な基本的注意」より、① KL - 6 及び② TSH、FT3、FT4 について、保険請求が認められるか。また、認められる場合はその旨（「副作用チェック」（間質性肺炎疑い、甲状腺機能異常疑い）等）の注記等の必要性の有無及び算定回数等についても協議願いたい。

KL - 6 及び TSH、FT3、FT4 の算定は認められるが、必要とした具体的な理由の症状詳記欄（又は摘要欄（最上部））への注記、あるいは該当する「疑い病名」を病名欄へ記載する必要がある。

算定回数については、原則、月 1 回程度とするが、それを超える場合、あるいは長期間に及ぶ場合は注記の上、審査委員会の判断となる。

2 インフルエンザウイルス抗原性について 〔支払基金〕

平成 22 年 1 月開催の社保・国保審査委員連絡委員会において、「（単一病名の場合）原則として、2 回までの算定は注記なしでも認める。」と協議されている。

また、当該検査の通知では、「発症後 48 時間以内に実施した場合に限り算定することができるとある。

「インフルエンザ疑い」の単一病名で、1 回目の検査が診療開始日（初日）に実施され（結果は「陰性」）、2 回目の検査が 3 日後以降に実施された場合（診療開始日からは 48 時間以上経過している

出席者

委員

藤原 淳
小野 弘子
西村 公一
城戸 研二
矢賀 健
藤井 崇史
赤司 和彦
田中 裕子
久我 貴之
神徳 済

委員

土井 一輝
松谷 朗
浴村 正治
上野 安孝
清水 良一
村上不二夫
成松 昭夫
新田 豊
道重 博行
湯尻 俊昭

県医師会

会 長 河村 康明
専務理事 加藤 智栄
常任理事 萬 忠雄
常任理事 清水 暢
理 事 伊藤 真一
理 事 吉水 一郎
理 事 郷良 秀典

場合)、2 回目の検査を認めるか。(通知にある「発症」とは、診療開始日を起点とするべきか。)

なお、「発症」の起点が診療開始日とされる場合は、同じく単一病名で、「1 回目は陰性、その後解熱したが再度発熱」等のコメントの記載があり、48 時間以上経過して 2 回目を実施した場合の算定は認められないこととなるのか併せて協議願いたい。

〔関連記事〕「山口県医師会報」

平成 12 年 3 月 11 日号・社保国保審査委員連絡委員会

(例)「インフルエンザ疑い」(診療開始日 7 月 1 日)

7 月 1 日⇒インフルエンザウイルス抗原定性 (1 回目)

7 月 4 日⇒インフルエンザウイルス抗原定性 (2 回目)

インフルエンザの発症日は医学的判断となるため、「インフルエンザ疑い」で診療を開始した日より 48 時間を超えての数日はインフルエンザウイルス抗原定性検査は注記なしで原則、2 回までの算定を認める。前記以外は新たな病名が必要となる。

3 花粉症病名の保険請求について

〔山口県医師会〕

花粉症の病名に対して「フルメトロン点眼液」等の薬剤が査定される事例があるが、花粉症は ICD-10 コード「J301」及び傷病名マスター「4770002」のコードがあり、保険請求可能な傷病名であるため、アレルギー性の結膜炎、鼻炎等を包括する傷病名として保険請求が認められるものではないか協議願いたい。

アレルギー性の結膜炎、鼻炎等の病名が望ましいが、それらを包括する病名として「花粉症」も認める。

※以上の新たに合意されたものについては、平成 30 年 10 月診療分から適用する。

表紙写真の募集

山口県医師会報の表紙を飾る写真を随時募集しております。

アナログ写真、デジタル写真を問いません。

ぜひ下記までご連絡ください。

ただし、山口県医師会会員撮影のものに限ります。

〒753-0814 山口市吉敷下東3-1-1 山口県医師会広報・情報課

E-mail : kaihou@yamaguchi.med.or.jp